

ヘーゲル哲学における生と死の継承
—『精神現象学』と『法哲学』を中心に—

小島優子

(高知大学教育研究部人文社会科学系人文社会科学部門)

Succession of Life and Death in Hegel's Philosophy:
“Phenomenology of Spirit” and “Philosophy of Right”

Yuko Kojima

*Kochi University Research and Education Faculty Humanities and Social Cluster
Humanities and Social Science Unit*

Abstract: In this study, I examined the succession of life and death in Hegel's philosophy, especially “Phenomenology of Spirit” and “Philosophy of Right.” I analyzed gods in ancient Rome and “Penates” as the spirit of houses. Results show that Hegel finds a model of the spirit of houses in the gods of houses, “Penates.”

キーワード：生死，埋葬，生殖，精神

Keyword: Life and Death, Burial, Reproduction, Spirit

はじめに

古代ローマでペナーテースは家神であり、家庭の日々の生活や結婚式、葬儀の際に供え物がなされ、民間の祖先信仰がもとになったものだとされる。ドイツの哲学者ヘーゲル（Hegel, G. W. F. 1770-1831）は『精神現象学』（1807年）および『法哲学』（1820年）の中でペナーテースについて家族の精神として言及している。そしてペナーテースという家神に義務を負って人間が生殖と埋葬を行っていくところに、人倫的世界における人間の役割を見出している。

ヘーゲルは、『精神現象学』と『法哲学』においてソフォクレスの悲劇『アンティゴネ』を扱う。『法哲学』では、「恭順」（Pietät）が女性の徳、感情的な主観的実体性、内面性の徳とされる。『法哲学』においては、アンティゴネは女らしさの象徴として、家族の徳に従う恭順なものとして捉えられる。また『法哲学』では女性は偶然的な愛着に従って行動するものと規定される。

それに対して、『精神現象学』「VI 精神」章「A 人倫」節では、自己意識は人倫的な徳に従うものとして描かれる。『精神現象学』で、アンティゴネの行う埋葬はペナーテースの内に家族を送り戻す行動とされる⁽¹⁾。なぜ、ヘーゲルは埋葬を家神ペナーテースに義務を負う女性の役割として位置づけるのだろうか。ヘーゲルにおける自然と精神について、『精神現象学』と『法哲学』を中心に分析することによって、女性に役割づけられた埋葬の意味について検討したい。

まず、ローマの家神ペナーテースが受容的なものを意味することを確認したうえで（1）、ヘーゲル『自然哲学』（1830年）では生殖は「類」の自己存続として捉えられており、その際に女性が受容的なものとされる点を検討する（2）。ヘーゲル『法哲学』において人間はペナーテースに義務を負って生殖を行うとされる点を考察する（3）。その上でヘーゲルが生殖をペナーテースに義務を負う活動とする理由を、婚姻と生殖を人倫の内に見出すヘーゲル哲学において考察する（4）。さらに、ヘーゲル『精神現象学』では、女性がペナーテースに義務を負って埋葬し（5），死者が埋葬されない場合には復讐がなされることを解明する。この考察を通して、古代ローマの家神がヘーゲル哲学において人間の生と死を継承する精神の内に捉えられている意義を解明する。

1. ローマの神々ペナーテースについて

ペナーテース（Penates）という語の起源は、フリギア語に由来すると言われている⁽²⁾。キケロはラテン語のpenus、食料貯蔵庫に由来するとした。Penusは、人間が口にするあらゆるものを意味している。あるいは、「奥まっているところに住んでいる」という意味から、penitusと呼ばれるとし、実際に、詩人たちからペネトトラーレース（penetrales）と呼ばれることもあるとされている⁽³⁾。ペナーテースは古代ローマの食料品を入れる戸棚の神々で、家族の安寧と繁栄の守り神であった。古代ローマの家には、アトリウムと呼ばれる周囲を屋根に囲まれた小型の中庭があった。アトリウムの奥にはタブリウムと呼ばれる家族の文書類を収める部屋があり、そこにローマの神々の像が崇拜されていた。

ペナーテース崇拜は、かまどの女神ウェスタ（Vesta）と、祖先の神々ラレース（Lares）崇拜と結びついていた。ペナーテースは一般に広がっていた民間の祖先崇拜を起源としていたようである⁽⁴⁾。クーランジュは、ギリシア・ローマの信仰は祖先崇拜を基にする家族宗教であったとし、キリスト教受容を契機として祖先崇拜がヨーロッパから消滅したと論じている⁽⁵⁾。祖先の靈が死後も家の中で満足して過ごすことができるよう祖先の像は家の中で最も敬意が払われた場所に保存されており⁽⁶⁾、ローマ世界では死者のための饗宴は家の中で行われていた⁽⁷⁾。というのは、ローマ人は、死とは神性を持つ自然の懷に消え去ることであり、全的なものへと靈魂と肉体とが回帰していくことだと考えていたからである⁽⁸⁾。

ローマ人は宗教という言葉を持たず、近い意味の言葉はクルトゥス・デオール (*cultus deorum* : 神々への奉仕) であり、日頃の慣行の中で儀式を行うことが重視された⁽⁹⁾。このために、各々の家のペナーテースに対して一家の主人が祭司の役割を担っていた。ペナーテースはかまどと食卓を支配し、かまどはペナーテースの祭壇として、ペナーテースのために火が燃やされた⁽¹⁰⁾。また家族の食事の一部は小皿 (*patella*) に載せられて食卓にペナーテースのために捧げられ、食卓からこぼれ落ちたものは死者のものとなって火の中に投げ入れられた⁽¹¹⁾。古代ローマの初期には、ペナーテースとラレースに少年が生贊として捧げられていたが、後にこの儀式は、ワインや香料、羊毛などの供物に取って代わられた⁽¹²⁾。

結婚式や葬式など家庭生活の重要な行事や、ペナーテースの祝祭である 10 月 14 日にはペナーテースに供物がそなえられて捧まれていた⁽¹³⁾。古代ローマでは結婚はとても神聖なものと考えられており、結婚式の前夜に花嫁は自分の子供のための服をペナーテースとラレースに捧げていた⁽¹⁴⁾。葬儀の際には、通常は豚が犠牲にされて、死者の靈にワインと香油が供えられて墓の隣で燃やされた。故人の家族はペナーテースに供え物をして、この供物の一部を食した⁽¹⁵⁾。

家庭の礼拝は古代ローマを特徴づけるものであり、公的祭式の多くは、実際には家族を起源としていた。国家にも守護神としてのペナーテース・プブリキ (*Penates publici*) があるとされ、家族の守り神であるだけでなく、共同体全体で享受するあらゆる幸福を分与するものとして信じられていた。ペナーテース・プブリキは、ローマを建国したアエニアスがトロイからイタリアに持ってきたとされ、パラティヌスのウェスタ神殿に祀られた。ウェスタ神殿には國家の貯蔵室である奥院 (*Penus*) があり、農家で新しく収穫した穀物を入れる前に貯蔵室の掃除を行っていた行事が、国家の行事として移されて制度的儀式となったものである⁽¹⁶⁾。ウェスタ神殿の祭祀ウェスターリア (*Vestalia*) は 6 月 9 日であり、奥院が一般公開された。テオドシウス帝がキリスト教を国教とした異教主義の終わりである紀元 392 年まで、ペナーテースはローマで崇拜されていた。

2. ヘーゲル『自然哲学』における内包的なものについて

ペナーテースが守護神である貯蔵室は女性に属していると、ノイマンは『グレートマザー——無意識の女性像の現象学』の中で言及している。というのは、包含する周辺として、「取り囲み」が母胎の中心として女性的性質を示しているからである⁽¹⁷⁾。女性が取り囲むもの、受容的なものとしてイメージされるのは、ヘーゲルの『自然哲学』で子宮について言及する箇所にも見ることができる。ペナーテースを女性と結びつけて捉えるヘーゲルは、ノイマンと同様にそのうちに包み込むものを女性的性質とみなしているからだと考えられる。『自然哲学』でヘーゲルは生物学的に男性の能動性と女性の受動性を基礎づけようとする。『自然哲学』第 369 節で、ドイツの解剖学者アッカーマン (Ackermann, J. F. 1765-1815) による性分化疾患者（当時の名称では半陰陽者）を例に出すことによって、男女の生殖器は同じ型が根底にあったが、女性においては「無差別なもの

(*Indifferente*)」(9. 518⁽¹⁸⁾)、男性においては「分裂したもの (*Entzweite*)」(*ibid.*)が本質的であることを示している。すなわち、女性の子宮に対応するのは男性では「前立腺 (*Prostata*)」(*ibid.*)であり、「腺」という「無関心な普遍性へ成り下がる」とされる。男性の睾丸は女性の場合には卵巣に閉じ込められていて、「能動的な脳」(9. 519)になることはないとされる。男性の内に持っているのは「能動的な感情、膨らんだ心臓」(*ibid.*)であり、それに対して女性は「受容的なもの (*Empfangende*)」(*ibid.*)であり、「未展開の統一」(*ibid.*)の内に留まっているとされる。

ヘーゲルによれば、「生殖 (*Zeugung*)」(*ibid.*)とは卵巣と精子に帰着されるものではなく、女性的なものに「物質的な元素が含まれ」(*ibid.*)、男性の内に「主体性」(*ibid.*)が含まれることから、「対立したもの」(*ibid.*)が一つのものになることと定義される。すなわち、受胎は「自己犠牲的統一 (*hingebende Einheit*)」(*ibid.*)への

「個体全体の収縮」(ibid.)であり、単に卵子と精子に帰着されるものではないとされる。ヘーゲルによれば、生殖とは人間という「類 (Gattung)」(9. 517)が「主体性」(ibid.)として駆動することである。個々の男女は愛し合って子をもうけていると思いこんでいるが、実際には人間という「類」が自己存続する活動によって男女は惹かれあい、「他者の内に自分の自己感情を持つ」(9. 518)ように駆り立てられるのである。

『自然哲学』では、生物学的な機能の相違から女性と男性の性質は基礎づけられていることが明らかである。自然哲学において個人が「類」に駆動されて根拠づけられる生殖は、『法哲学』では家神ペナーテースという精神の力に根拠づけられることを次に考察する。

3. ヘーゲルにおけるペナーテースの意義

本稿では、家族の精神を継承するペナーテースについて『法哲学』における婚姻と、『精神現象学』における埋葬の側面から検討することにしたい。アンゲリカ・ヌツォは『ヘーゲルにおける記憶・歴史・正義』の中で、ペナーテースは内的な生活の記憶や伝統を保存するものであり、ヘーゲルにおいて「人々の精神」や人倫における集合的な見解が表れていると述べている⁽¹⁹⁾。すなわち、ペナーテースは結婚や葬儀など家族の行事や日々の暮らしの中で祀られたものであることから、家族の生活の中での出来事を保存し記憶し内包するものと捉えられる。

ヘーゲルは『法哲学』において、ペナーテースを家族の精神として捉えて重要な意義を見出している。ヘーゲルは、人間の「生殖」を自然的な性衝動によるのではなく、人間の理性的本性の概念と自由概念に基づくものと考える。すなわち、生殖とは、異なる二つの人格性が愛の「実体的一体性」を子供に見出し、子供を媒介項として両者が愛し合う働きである。

ヘーゲルは生殖を対立し合う二項による再生産と捉えている。『法哲学』第168節で、婚姻は「別々の家族から、しかも根源的に異なった人格性」(7. 321)の間で行われるべきだと述べており、近親者の間では行われるべきでないとされる。生殖は、精神力と同様に「そこから再生産される対立が大きければそれだけ大きい」(§168 追加)(7. 322)とされる。生殖が対立し合う二者による再生産である根拠として、近親婚が尻込みされる感情を呼び起こす原因が言及される。精神的な根拠として、近親婚は「すでに結ばれているもの」(ibid.)同士が婚姻によって初めて結ばれることはありえないために、「羞恥心」(ibid.)を呼び起こす。生物学的な根拠として、動物同士の場合には、同じ血族の動物を交接させると弱々しい子が生まれる。このように近親婚が尻込みされるのは、單に「曖昧な感情」によるのではなく、精神的にも生物学的にも、生殖は相対立し合う者同士による再生産であることを、ヘーゲルは根拠づける。近親婚が尻込みされるところに、人間の生殖は「ペナーテース」による精神的なものであることをヘーゲルは位置づけている。

さらに生殖は、「家神という単純な精神」が類として顕現し、「世代の無限進行」を行うことであり、単純な精神が子供の姿によって現実のうちに姿を現すとヘーゲルは述べる。即ち、異なる二つの人格性が再生産を行うのは、「ペナーテース (die Penaten)」(§163) (7. 314)という精神の働きによっている。ヘーゲルは、家神ペナーテースを「家の内なる下級の神々」(§257) (7. 398)として、家族の精神と見なしている。ヘーゲルによれば婚姻の人倫的規定とは、「ペナーテース」に義務を負って婚姻の結合を実体的なものに委ねること、即ち、子供の内に現存されることである。すなわち、子供は両親の愛による「実体的統一」(7. 325)が「精神的なもの」(§173 追加)の内で現実化したものである。両親が「真心からのつながりと心術」(§173) (7. 325)において愛し合うことによって、「実体的な現存在」(ibid.)としての子供が現存することになる。当事者同士の自然的な愛着や自然的衝動よりも、ヘーゲルは家族の精神が顕現することによって生殖作用がなされるという精神の働きを重視する。ここには、個人の自然的な恋愛関係ではなく、家族の役割のうちにヘーゲルが生殖を捉えていること

が明らかである。

ヘーゲルは法哲学講義を7回行っており、1817/18年のハイデルベルク講義以外は、ベルリン大学で行っている。法哲学に関する学生の筆記録はヘーゲルのテキストと同じ水準で提示することはできないが、しかし、ヘーゲルのテキストと講義録は決してばらばらにあるわけではない⁽²⁰⁾。ベルリン大学の最初の講義では、当初から婚姻は自然によらない立場であることを指摘しており、翌年には生殖を「概念」に位置づけ、その後の講義でギリシア人と近代人の比較を行ったうえで、婚姻を「精神の力」に位置づけるようになる。すなわち、ヘーゲルは当初から生殖を自然のみに依拠しないものと位置づけており、「法哲学」講義を行っていく中で、婚姻における生殖を「概念」、さらに「精神の力」として論じて行った様子が法哲学講義の筆記録からうかがうことができる。

既に1818/19年「自然法および国家学」講義のC. G. ホーマイヤーによる手稿第83節では、近親婚の忌避が論じられている。血縁者は「自然的に同一」(GW26. 1, 292⁽²¹⁾)であるので、「生まれつき異なる他人との統一を形成するために、自分を分離しなければならない」(GW26. 1, 293)とされる。また、この講義録でギリシア悲劇『アンティゴネ』は「家族の絆を守る」(GW26. 1, 292)ことが重視されているために「女性性(Weiblichkeit)の最も美しい叙述」(ibid.)として評価が与えられている。

ヘンリッヒの編集による1819/20年法哲学講義録では、古代には「家族の精神はラレースとペナーテースとして表象された」⁽²²⁾ことが指摘される。生殖は「概念」に基づきられ、「概念」は「等しくないものが同一なものとして定立されることを含んでいる」ので、「あらかじめ切り離されていた者が結合されるべき」⁽²³⁾だとされる。それゆえに、近親婚の忌避は本能的な感情ではなく、「概念」に基づくものだとされる。この講義録で『アンティゴネ』に言及されるのは、「個人が独身で生きるように強制されるならば、普遍的なものが侵害される」⁽²⁴⁾例として、アンティゴネに対する許嫁ハイモンの愛の情熱のために相互に破滅することが念頭におかれている。『アンティゴネ』悲劇では、アンティゴネの自害を知った許嫁ハイモンも自ら命を絶ってしまうが、両者が没落するのには家族と国家共同体の対立と矛盾という「人倫的な力そのもの」による悲劇であることが言及されている。

1821/22年冬学期のキール手稿では、ギリシア人と近代人の婚姻が比較される。「ギリシア人の間では血縁者との婚姻は許されていた」(§168)(GW26. 2, 707)。しかし、血縁関係はすでに「自然に基づく一体性の近い関係」(§168)(ibid.)であるので、血縁者以外の人格性同士の間で婚姻はなされるとされる。この手稿ではギリシア人の近親婚よりも近代の人格性の方が高く評価されている。この箇所ではアンティゴネ自身がオイディップスとその母イオカステの近親相姦によって生まれたことには言及されないですまされている。この点については、オイディップスとイオカステは親子であることを知らずに婚姻したという運命が絡んでいると考えられる。しかし他方では、ヘーゲルは古代人の家族を高く評価しており、「ペナーテース」の宗教的な契機においては、「全体が畏敬の念」(§163)(GW26. 2, 704)として表象されると論じる。

1822/23年冬学期のホト一手稿による「法哲学」講義録では、「精神」の立場から婚姻が論じられる。「精神の力」(§168)(GW26. 2, 936)は対立が大きくなればなるほど、ますます大きくなることから、相互に未知の者同士が統合されることには「より高い価値」(§168)(ibid.)があるとされる。このために婚姻は「異なる人格の統一の創造であるべき」(§168)(ibid.)であり、近親婚が忌避されることになる。さらに、アンティゴネが埋葬を引き受けるという「義務、人倫的な力」(§166)(GW26. 2, 934)は、「家族としての人倫の畏敬の念であり、ペナーテースの精神」(§166)(ibid.)として語られている。そして女性は代表者として家族を秩序づけるものとされる。またこの講義録では、古代ギリシア・ローマの演劇では「愛」ではなく「人倫的な契機」(§162)(GW26. 2, 930)が中心テーマであることから、現代演劇よりも古代ギリシアが高く評価されているところに特徴がある。現代演劇では愛や情熱が中心的なテーマであるため「偶然性による冷やかさ」(ibid.)があるのに対して、古代ギリシアの人倫性の方が高く評価される。

ベルリン大学の「法哲学」講義では、婚姻は感情や本能によるものでなく、概念的に異なる者同士の統一であ

り、精神的には相互に未知の者同士が統合される必要があることから、生殖は対立し合う者同士による再生産として基礎づけられていることが明らかである。近親婚の忌避についてヘーゲルが論じるのは動物と異なる人間の生殖であり、近親婚を忌避する感情のうちに「ペナーテース」による「精神の力」を見出すことができる。

また「法哲学」講義において、ヘーゲルによる『アンティゴネ』への評価は二義的である。一方では、アンティゴネは女性性と家族の精神を代表するものであり、埋葬を通じてペナーテースの義務を負う者として高く評価される。しかし他方では、ヘーゲル自身は言及していないが近親婚によって誕生した古代ギリシアの自然性に根ざしており、許嫁ハイモンと共にアンティゴネ自身は独身を強制づけられて、普遍的なものである家族の血統を断絶させる者とみなされている。

4. 婚姻による共同について

『法哲学』ではヘーゲルは生殖を自然的な活動ではなくペナーテースに義務を負った精神的な活動と捉えるために、生殖は家族の内にのみ位置づけられる。それゆえに、『法哲学』では内縁関係が批判される。内縁関係のねらいは情欲という「自然的衝動」（§163）（7. 313）を満足させることであるが、それに対して婚姻では「自然的衝動」は抑制されている。すなわち、婚姻は「愛、信頼、個人的生活全体の共同」（§163）（ibid.）にあるので、自然的衝動は満たされればすぐに消え失せる。むしろ婚姻では「精神的な絆」（§163）（ibid.）がはっきりと姿を現すようになる。

ヘーゲルは婚姻締結を重視し、娘の本分は婚姻関係にあると規定して、彼自身は女性の見地に立脚していると考えて論じている。それゆえに、ドイツ・ロマン派のフリードリヒ・シュレーゲル（Friedrich von Schlegel, K. W. 1772-1829）による『ルチンデ』において、婚姻締結の挙式が無用の虚礼とされるのをヘーゲルは批判するのである。というのは、ヘーゲルによれば「感情や特殊的な愛着」（§164）（7. 317）は偶然的なものであるで、婚姻の締結という儀式での宣言によって人倫的な結合にする必要があるからである。内縁関係は単に自然的衝動の満足が目的であったのに対し、婚姻では自然的衝動が抑制されることになる。ヘーゲルはシュレーゲルを批判し、肉体的に身を捧げることが愛の自由のために要求されることは、誘惑者の論理だと蔑む。それに対して、自然衝動によらないところにヘーゲルは婚姻を位置づける。

婚姻は倫理的な愛だとヘーゲルは主張し、婚姻から主観的な側面を取り除く。このために、ヘーゲルによれば生殖そのものも倫理的な愛によって生じるものであり、性的衝動や契約のみから生じるものではないということになる。すなわち、ヘーゲルによれば人倫的なものが婚姻の目的とされるために生殖は婚姻の内部になければならない。ここに見られるのは、娘の本分が婚姻関係にあるのは、フリードリヒ・シュレーゲルのような「誘惑者には珍しくない論法」（7. 317）から娘を守るという立場に依拠して人倫的なものを論じるヘーゲルの姿勢である。

「男女の関係について述べなければならないのは、娘は身体を捧げることによって自分の名誉を捨てるが、家族の他になお人倫的な活動領域を持つ男性の場合はそうではないことである。娘の務め（Bestimmung）は婚姻関係の内にのみにある。したがって娘の要求は、愛が婚姻という形態をとることであり、そして愛の内にある様々な契機が相互に真に理性的な関係になることである」（7. 317-318）。

ヘーゲルは婚姻という形態において愛が真に理性的な関係になると捉えており、ペナーテースに義務を負う精神的な絆に基づく共同体を家族の内に見出していると考えられる。したがって、ペナーテースに義務を負って家族の生殖と埋葬を家族の一員として継承していくことが、愛の内にある様々な契機が「真に理性的な関係」になることだと捉えることができる。この際に、女性は家族を活動領域としていることからペナーテースに関わる生

殖と埋葬の役割を女性が担い、精神的なものの継承をなすこととなる。

5. アンティゴネにおける女性の役割—埋葬とは何か

『法哲学』において生殖はペナーテースによる精神的な運動であり、精神的な運動へと家族員を戻すことが女性の役割とされる。すなわち、生命を産出して次の世代へ継承することが女性の役割とされる。しかし、なぜ女性に生命の継承という役割が課せられるのだろうか。『精神現象学』では、ヘーゲルは埋葬を人倫において最も重要な役割として捉えている。それに対して、子供の教育は親から子への一方的な献身であり、また家事、介護・看護といった世話は、必要な時に対処できるかという偶然性に左右されるので、重要なものではないとされる⁽²⁵⁾。なぜヘーゲルは埋葬を家族にとって重要な役割と捉えたのだろうか。

古代ギリシアでは、魂と肉体は不可分のものと考えられていた。それゆえに、アンティゴネによる埋葬は、「短い現世での生よりむしろ、永劫に続く来世での生を重んじ、来世での平等の法を尊重する」⁽²⁶⁾ものである。ここには、「英雄が宿る死体も手厚く扱うべき」⁽²⁷⁾だという考え方がある。従って、埋葬を禁止されることは子孫によって満足を与えてもらうための家族祭祀から排除されることによって、来世で呪われた運命におかれる事になる。ギリシアでもローマでも処刑された人々に法が埋葬を禁じたのは、暴虐な犯罪をおかさないように抑止するためであった⁽²⁸⁾。ギリシア・ローマでは、供物が奉げられて崇敬される死者は守護神になり、庇護者の役割を果たしたのに対して、粗末に扱われた死者は墓から出てさまよう亡靈になると信じられていた⁽²⁹⁾。

ヘーゲルによれば埋葬とは、「終わりという存在」が「意志されたもの」（GW. 9. 250）にすることである。すなわち、「死は完成であり、個体が個体として共同体のために引き受ける最高の労働である」（GW. 9. 244）。『精神現象学』では「ペナーテース」（GW. 9. 247）に女性は結びついているとされる。それゆえにアンティゴネは、ペナーテースに義務を負うものとして死者を精神的な存在にする。野に朽ち果て鳥に啄まれる屍は動物の死体と同様に自然的な存在である。死者の埋葬とは、腐敗するままにされている自然的な事物（死体）を埋葬によって精神的なもの（家族の一員）とすることである。戦死者の屍は野に晒されたままでは朽ち果てる事になる。そこで、女性が司る埋葬を家族がなし、家族員を家神のもとに戻す行いが必要となってくる。生と死を紡ぐことが、アンティゴネが負う女性の役割であり、『法哲学』では恭順さが女性の性格として論じられる。

血縁者は死者の生を引き受け、死へとつなぎ、家のもとへと帰す役割を果たす。死者を共同体の仲間とすることが血縁者の役割である。人は自ら意図して生まれることはできず、両親による愛情の取り計らいによって初めて生殖は自然ではなく精神的な事柄となる。またアンティゴネのように自殺する場合を除いては、死は自然的な事柄である。自然的な生と死とを精神的なものとすることは、両親の取り計らいによる生殖と家族による死者の埋葬によっての可能となる。このためにヘーゲルにとって、家族はペナーテースを基盤とする「一つの精神的なもの」であり、家族員が生を全うしたことを表明するために、死者を「自然」的な存在から「精神」的なものへと移行させるために埋葬を行うのである。

オイディップスは、父親を殺して母親を娶ることを知らずに行った。それに対して、アンティゴネは父親の運命によって自らが近親相姦によって生まれたことも知っている。ヘーゲルにとって、「予め知りつつ」（GW. 9. 255）行動するアンティゴネの罪責が、知らずに父を殺害して母を娶ったオイディップスよりも「より純粹」（ibid.）だとされる所以である。ヘーゲルは『法哲学』では、近親相姦が忌避された感情を呼び起こすのは同族の者による統合だからだと述べるが、『精神現象学』でオイディップスの近親相姦は知らずに為した行動であることを強調する。それゆえに、ヘーゲルは、オイディップスの近親相姦を知らないで為したことによる悲劇、「無知」と「知」との転倒による悲劇として捉えている。それに対して、アンティゴネはオイディップスによる近親相姦を知り、家族という血縁者がなさなければならない義務も知っている。このためにヘーゲルは、アンティ

ゴネの「罪責」を埋葬という行動によるものであることに起因させる。

ヘーゲルは家族を人間の生と死を自然から精神の内に取り戻す場所とみなす。動物の生殖とは異なり、人間の生殖は異なる家族の人格性との統一であり、精神的なものとみなされる。それゆえに、ヘーゲルにとって家族は埋葬を通じて血統を継承していく精神である。このようにヘーゲルは家族の人倫的役割を埋葬に見出すことによって、血縁のもとに脈々と続く家族の精神性をペナーテースのもとに基礎づけている。

6. ヘーゲルによる『アンティゴネ』解釈——「地」の共同体による「復讐」

『アンティゴネ』悲劇は、通常、兄を埋葬するアンティゴネは善であり、国家の掟を振りかざすクレオンは悪だと解釈される。そしてアンティゴネは謀反者を埋葬してはならないという国家の掟に逆らうが、兄を埋葬することが目的であるために無実とされる。さらに無実のアンティゴネが死ななければならないところに、作品の悲劇性が見出される。それに対して、ヘーゲルの『アンティゴネ』解釈の独自性は、アンティゴネが意図して国家に逆らって兄を埋葬したゆえに、アンティゴネに罪を帰する点である。アンティゴネは自らの罪を引き受ける自立的な存在とみなされる⁽³⁰⁾。

『精神現象学』「精神」章、「人倫的世界」で、アンティゴネとクレオンの物語によって実際に議論されているのは、「自分自身を意識している精神 (der seiner selbstbewußte Geist)」(GW. 9. 257) と「無意識的な精神」(ibid.)との対立、国家と家族の対立である。国家は人間の掟によって家族を支配しているように見える。しかし、死者は埋葬という「この世から去った靈の名誉」(ibid.)を奪われた時には、「地 (Erde)」(GW. 9. 245) の共同体によって「復讐」(GW. 9. 258) を行う。たしかに生きている人間は、国家の掟の支配下にある。けれども、死者は白日の下にある国家の掟から逃れて「地」の共同体の同族となるので、国家によって支配することはできない。「地」とは人間が死後に還って行く共同体であり、「境地をなす個体 (das elementarische Individuum)」(GW. 9. 245) である。当時、埋葬されない人々の靈魂は安息を見出すことができず、地上をさまよって、人々が靈魂に与えた苦しみに対する復讐を行うと信じられていた。このために、死体に土を投げることは敬虔な義務とされており⁽³¹⁾、「地」とは死後の共同体を意味するものだと考えられる。人倫における家族関係の根底を探り出すことによって、ヘーゲルは現実世界に兆す矛盾と亀裂の萌芽を露呈させる。特に悲劇においては潜んでいた威力による復讐という形で分裂が顕わになる。

そこで、神的な实在が復讐するのであるが、「復讐を遂げる者は当人のエリニュス」(GW. 9. 250) である。エリニユスはギリシア神話に現われる三人の復讐の女神であり、人々の罪を目に見えない針で罰したとされる⁽³²⁾。ポリュネイケスの血統は家のうちで生き続けている。それゆえに、家族の血統を継承するアンティゴネは、ポリュネイケスの屍が腐敗するままに放置されるという「不正を解消する」(GW. 9. 250) ために埋葬を行う。アンティゴネによる埋葬とは、ポリュネイケスの復讐が、神々の掟を体現するアンティゴネを通して成し遂げられることである。したがって、国家が家族に対して行った不正に対する、家族の神々の掟からの「復讐」として捉えることができる。

アンティゴネは死を「なされたもの」とすることによって、死者への名誉である埋葬をされずにいたことに対する「地」からの「復讐」として、埋葬を成し遂げる。生者は、死者から名誉を奪ったところで死者には何もできるはずがないと考えている。しかし、死者は地の力を借りて復讐をなすことができる。国家が支配するのは生者だけであり、死後の人間は地靈の國の住人となる。「復讐」とは、不正を蒙ったものが失われた調和を取り戻すことだとヘーゲルは捉えている。『精神現象学』では「地」による復讐を通じて、人間の生と死を継承する基盤となる血統が露呈されることになる。

「地」の共同体による復讐が示すのは、クレオンはポリュネイケス個人に対して不正を行ったと思っていたの

だが、実際には家族という共同体に対する不正が働かれたという現実である。なぜならば、個人は死後に埋葬されることを通じて地の共同体へと帰っていくのであり、その家族の営みによって国家は成立しているからである。それゆえに、生きている人間だけが全権を持つと考えていたクレオンは、ペナーテースに義務を負う「埋葬」が生と死とを繋ぐ役割を果たすために、血縁を脈々と形成する地の共同体によって復讐されることになる。すなわち、アンティゴネによる「埋葬」は自然的な人間存在を人倫的なものへと変容させるだけでなく、生と死を接続することによって、地下の「神々の掟」による「人間の掟」に対する復讐をもたらす。というのは、男性の支配する国家と女性の家族とは対立しているように見えながら、実際には男女の婚姻を通じて「相互浸透」（GW. 9. 250）しているからである。したがって、生命の誕生と死者の埋葬という役割を担う家族は「地」の共同体を通じて国家共同体を搖るがす復讐をなすことができる。

結び

ヘーゲルによれば、ペナーテースが次の世代を生み出していく作用が生殖であり、人間はペナーテースに義務を負って子を生み出していく。次の世代にペナーテースが乗ることができるように、異なる人格性同士が出会って家族を形成して子を成す。したがって女性の役割は、生殖と埋葬によって生と死を紡ぐことであり、個人の生命を家族の血縁の中で継承させることである。

個人の生命と死はヘーゲルの自然哲学では「類」の自己存続のうちに捉えられ、精神哲学においてはペナーテースが「類」として現れる精神の運動のうちに捉えられる。精神の運動とは、共同体が不正を蒙った際には、失われた調和を取り戻すために潜んでいた威力が呼び起こされる悲劇的な運動である。ソフォクレスの『アンティゴネ』悲劇では、埋葬という名誉を奪われたポリュネイケスによる復讐が家族の神々の掟を司るアンティゴネを介してなされる物語としてヘーゲルは解釈している。生命の継承は埋葬と生殖を通じて行われるものであり、女性が生殖と埋葬を行うことによって成し遂げられる。このような思想は、生命の継承は個人によって担われるのではなく、ペナーテースに義務を負って精神の力が現有する働きとされるところに起因する。

生物学的機能だけに生殖を位置づけようとしているヘーゲルにとって、生殖と埋葬とは人間が意図することによってなされたものであり、精神の力に依拠するものでなければならないと考えられる。ヘーゲルが『法哲学』における近代家族を論じる際、および『アンティゴネ』を論じる際に古代ローマのペナーテースを持ち出すのは、古代ローマでは家族における民間信仰が基となって生活のうちに根づいていたからだと考えられる。日常の食事の際や結婚式、葬式に供え物を行って先祖に感謝して生活する家族の神々に、ヘーゲルは家族の精神の原型を見出している。

註

(1) ギリシア悲劇について言及しているにもかかわらず、ローマの神々ペナーテースをヘーゲルが持ち出すのは、ヘーゲルがアンティゴネの従う家族の掟を「神々の掟」として、家族と「神々の掟」について分析を行っている（cf. Kainz, Howard P. *Hegel's Phenomenology of Spirit: Not Missing the Trees for the Forest*, Lexington Books, 2008, p. 96.）。

(2) cf. Barker, William Burckhardt. Ainsworth, William. *Lares and Penates, or, Cilicia and its Governors*, London, Ingram, Cooke, and Co, 1853. p. 145.

(3) cf. Cicero, M. T. *De Natura Deorum Academica*, with an English translation by H. Rackham, M. A. Harvard University Press, London, 1933, p. 189.（キケロー著、山下太郎・五之治昌比呂訳『キケロー選集』第11巻、岩波書店、2000年、131頁参照）。

(4) cf. Denova, Rebecca I. *Greek and Roman Religions*, John Wiley&Sons, Inc. 2019, p. 85.

(5) cf. Coulanges, Fustel de. *La cité antique*, Editions d'aujourd'hui, 1978, II p. 458.（クーランジュ著、田辺貞之助訳『古代都市』白水社、1961年、528頁参照）。

(6) cf. Rees, Abraham. *The Cyclopædia, Or, Universal Dictionary of Arts, Sciences, and Literature*, Vol. 26, Longman, Hurst, Rees, Orme & Brown, 1819.

- (7) Cumont, Franz. *After Life in Roman Paganism: Lectures delivered at Yale University on the Silliman Foundation*, New York, Dover, 1959, p.48. (フランス・キュモン著, 小川英雄訳『古代ローマの来世観』平凡社, 1996年, 85頁参照).
- (8) Cumont, Franz. *After Life in Roman Paganism: Lectures delivered at Yale University on the Silliman Foundation*, p. 16. (フランス・キュモン『古代ローマの来世観』31頁参照).
- (9) Vgl. Wissowa, Georg. *Religion und Kultus der Römer*, München, C.H. Beck, 1912, S.26.
- (10) cf. Turcan, Robert. *The Gods of Ancient Rome*, Taylor and Francis. 2001, p.14.
- (11) cf. Klauck, Hans-Josef. *The Religious Context of early Christianity: a Guide to Graeco-Roman Religions*, T & T Clark , 2000, p.61 (H・J クラウク著, 小河陽監訳『初期キリスト教の宗教的背景——古代ギリシア・ローマの宗教世界』上巻, 日本キリスト教団出版局, 2017年, 103頁参照).
- (12) cf. Barker, William Burckhardt; Ainsworth, William. *Lares and Penates, or, Cilicia and its Governors*, p. 147f.
- (13) cf. Adkins, Lesley; Adkins, Roy A. *Handbook to Life in Ancient Rome*, OUP USA, 1998, p. 274.
- (14) cf. Turcan, Robert. *The Gods of Ancient Rome*, Taylor and Francis. 2001, p.22.
- (15) cf. Scheid, John. *An Introduction to Roman Religion*, Indiana University Press, 2003, p. 168.
- (16) cf. Bailey, Cyril. *Phases in the Religion of Ancient Rome*, Greenwood Press, 1972, p. 150; 松田治『ローマ神話の発生——ロムルスとレムスの物語』社会思想社, 1980年, 22頁参照.
- (17) cf. Neumann, Erich. *The Great Mother: an Analysis of the Archetype*, Princeton University Press, 1972, p. 283.
- (18) Hegel, G. W. F. *Werke in 20 Bänden mit Registerband*, Suhrkamp Verlag からの引用は, 卷数の後に頁数を記す.
- (19) cf. Nuzzo, Angelica. *Memory, History, Justice in Hegel*, Palgrave Macmillan, 2012, p. 133.
- (20) Vgl. Weisser-Lohmann, Elisabeth. „Hegels rechtssphilosophische Vorlesungen.“ in: *Hegel-Studien*. Bd. 26. *Nachschriften von Hegels Vorlesungen*. Hrsg. von Friedhelm Nicolin und Otto Poggeler. Bonn: Bouvier, Hamburg: Meiner 1991. (エリーザベト・ヴァイサー=ローマン著, 片山善博訳「法哲学講義」, オットー・ペゲラー編/寄川条路監訳『ヘーゲル講義録研究』法政大学出版局, 2015年参照).
- (21) Hegel, G. W. F. *Gesammelte Werke*, herausgegeben von der Nordrhein-Westfälischen Akademie der Wissenschaften und der Künste. Felix Meiner Verlag からの引用は, GWの後に卷数, 頁数を記す.
- (22) Hegel, G. W. F. *Philosophie des Rechts: Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, herausgegeben von Dieter Henrich, Suhrkamp Verlag, 1983, S. 129.
- (23) Hegel, G. W. F. *Philosophie des Rechts: Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, S. 140.
- (24) Hegel, G. W. F. *Philosophie des Rechts: Die Vorlesung von 1819/20 in einer Nachschrift*, S. 136.
- (25) ヘーゲルによるケアの捉え方については, 拙稿「欧米のフェミニズム—ボーヴォワールからミルズへ」(寄川条路編『ヘーゲルと現代思想』, 晃洋書房, 2017年, 136頁-161頁) 参照.
- (26) 小池寿子『マカーブル逍遙』青弓社, 1995年, 16頁.
- (27) 同上.
- (28) Cumont, Franz. *After Life in Roman Paganism: Lectures delivered at Yale University on the Silliman Foundation*, p. 65. (フランス・キュモン著, 小川英雄訳『古代ローマの来世観』平凡社, 1996年, 94-95頁参照).
- (29) cf. Coulanges, Fustel de. *La cité antique*, Editions d'aujourd'hui, 1978, I , p. 19. (クーランジュ『古代都市』白水社, 1961年, 53頁参照).
- (30) 拙稿「ヘーゲルにおける「罪責」と「犯罪」:『精神現象学』を中心に」, 『哲学』日本哲学会, 第58号, 2007年, 177頁-190頁参照.
- (31) Cumont, Franz. *After Life in Roman Paganism: Lectures delivered at Yale University on the Silliman Foundation*, p. 65. (フランス・キュモン著, 小川英雄訳『古代ローマの来世観』平凡社, 1996年, 94-95頁参照).
- (32) cf. Bulfinch, Thomas. *The Age of Fable*. Reprinted, foreword by Roger Lancelyn Green, London: Dent, New York : Dutton, 1979, p. 15. (トマス・ブルフィンチ著, 大久保博訳『完訳 ギリシア・ローマ神話』角川文庫, 上巻, 2004年, 34頁参照).

令和2年（2020）10月14日受理
令和2年（2020）12月31日発行